

平成 31・32 年度 物品調達等 入札参加資格申請要領

1 資格審査

熊野町が平成 31・32 年度に発注する物品調達等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

書面申請

| 申請者の区分 | 提出先 | 提出期間・受付期間 |
|-------------------------------|---|--|
| 県内業者 (登録簿上の本店を 県内に有する者) | 熊野町役場財務課 〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (TEL 082-820-5632) | 平成 30 年 11 月 5 日(月) 平成 30 年 11 月 16 日(金) 8:30 ~ 17:15 |
| 県外業者 (登録簿上の本店を 県外に有する者) | | 平成 30 年 11 月 26 日(月) 平成 30 年 11 月 30 日(金) 8:30 ~ 17:15 |

※ 提出書類は別表によること。(別表に掲げる書類を一覧表の順に添付し、A4 版のファイルに綴じて提出すること。ファイルの背表紙下部に会社名を記載すること。)

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降は、随時受付を行います。

※ 物品調達等の入札参加資格申請は、電子申請はできません。

3 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

ウ 営業に必要な許可、認可などを得ていない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに熊野町の町税、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

資格の取消しを受けた者は、平成 31 年度及び平成 32 年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、平成 33 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び資格の認定を受けることができません。

5 入札参加資格の有効期間

この要領で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成 33 年 5 月 31 日まで有効とします。ただし、平成 33 年 6 月 1 日以降においても平成 33 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成 33 年度の入札参加資格が認定される日まで有効とします。

別表

| 添付書類 | 様式番号 |
|--|-------|
| 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 | 様式第1号 |
| 2 営業所一覧 | 様式第2号 |
| 3 営業概要書 | 様式第3号 |
| 4 営業に必要な許可、認可などを得たことを証明する書面又はその写し | |
| 5 熊野町税の納税証明書（熊野町税に滞納のない証明書）又はその写し（熊野町総務部税務課にて発行。熊野町税が課税されていない場合は提出不要。） | |
| 6 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し | |
| 7 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの） | 様式第4号 |
| 8 法人……直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……直前一年の事業年度についての、青色申告書 | |
| 9 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し 個人……身分証明書又はその写し | |

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

2 第5項、第6項及び第9項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 第7項に定める書類については、定めた項目のすべてについて記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。

4 第8項の定める書類については、入札参加資格の申請を行う日までに直前1年分の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第8項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 受領書が必要な者は、返信はがき等を必ず提出、又は同封すること。